

令和6年5月吉日

接骨院・整骨院 各位

有限会社コンパス

令和6年度柔道整復療養費改定について【重要】

謹啓

新緑の候、貴院ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年6月1日より施術料金の改定が実施されます。それに伴いまして、弊社ソフトウェアの変更を5月28日に行いました。5月31日までに必ずアップデートを行っていただきますようお願い申し上げます。

また、本年度の改定は6月と10月の二度にわけて施行されます。10月度の改定について、現時点での概要を裏面に記載いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。インターネット接続が出来ない等でアップデートが行えない場合は弊社スタッフまでお申し付け下さい。お手数をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。

謹白

<施術料金改定内容> 令和6年6月1日～

	令和6年5月以前	増減額	令和6年6月以降
初検料	1,520円	+30円	1,550円
電療料	30円	+3円	33円

記

・療養費窓口徴収額早見表

以上

今回の変更により窓口徴収額も変わりますので、お間違えのないようご確認ください。

療養費窓口徴収額早見表に関してラミネートしたものが必要な場合は下記までご連絡ください。

有限会社 コンパス
〒461-000
愛知県名古屋市東区泉1丁目18番3号
TEL 052-957-3186
FAX 052-265-5173
営業時間 平日 9:00～12:00 13:00～17:00

令和6年10月改定内容【概要】

< 施術料金改定 >

	令和6年9月以前	増減額	令和6年10月以降
明細書発行体制加算	13円	-3円	10円
長期施術逡減率	100分の80	-5%	100分の75
長期頻回施術逡減率	100分の80	-30%	100分の50

・明細書交付義務化対象施術所の拡大

明細書交付義務化対象施術所が「明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所」から、「明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所」に拡大されます。

※弊社のレセコンは明細書交付機能が付与されています。

※明細書を無償発行する際の届出は不要になります。

・長期施術を行う場合の逡減率について

現行【100分の80】に相当する額で算定していた長期施術について、逡減率が【100分の75】に改定されます。また、長期施術のうち1月あたり10回以上の施術を継続している頻回施術については、【100分の50】に相当する額により算定します。

【100分の50】相当額と【100分の75】相当額の差額は、患者に説明の上、差額(25%)範囲内で一部負担金とは別に支払いを受けることができます。

・患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加

現行の4類型※に追加して、「長期かつ頻回な施術を受けている患者」が追加されます。

※①自己施術分の保険請求を行った患者

②自家施術を繰り返し受けている患者

③患者照会を複数回行っても回答がない患者

④複数の施術所で同部位の施術を重複して受けている患者

10月度の改定は以上となります。

今回は概要のみのご説明となりましたが、施行日が近づきましたらあらためて詳細をご案内させていただきます。